

# 外江小学校いじめ防止等のための基本方針

## 1. 本校のいじめ問題に対する基本方針

### <いじめの定義>

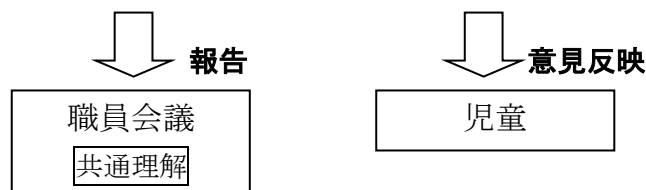
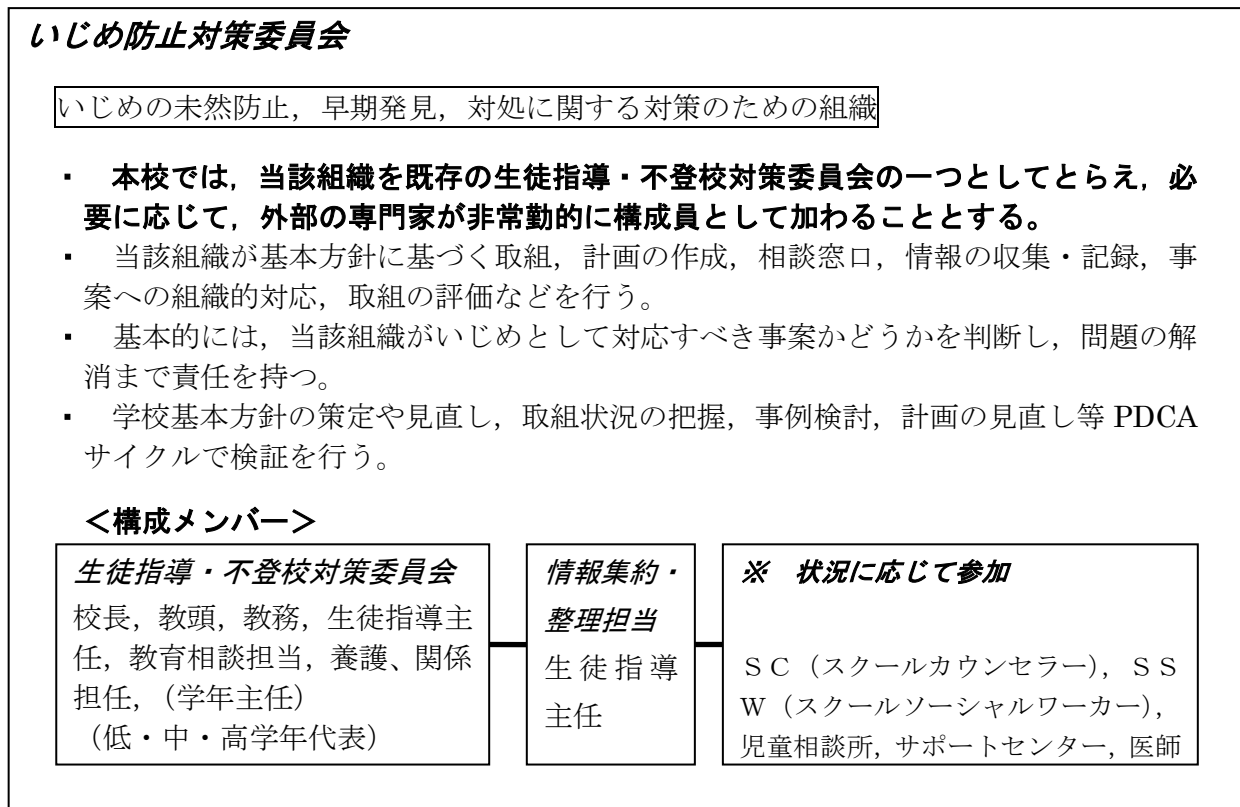
「いじめ」とは、児童に対して、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

### <本校のいじめ問題に対する基本的な考え方>

- ①いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。
- ②いじめは、どの児童にも、起こりうる可能性のあるものである。
- ③いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす、人間として絶対に許されない卑怯な行為である。
- ④いじめは、全ての児童に関係する問題であり、児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、児童のいじめ問題に対する理解を深めることが大切である。
- ⑤いじめの防止や解決は、学校だけではなく、児童、家庭、地域、関係機関等がそれぞれの立場からその責務を果たし連携して取り組むことが大切である。
- ⑥子ども社会の問題は大人社会の問題の反映とも言われる。いじめの問題もこの例外ではなく、大人たちが「心豊かで安全・安心な社会をつくる」とする認識の共有が不可欠である。

## 2. いじめを未然に防止するために

### (1) 校内体制



### (2) いじめの未然防止のための取り組み

#### ①いじめについての共通理解

- 「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気を学校全体に醸成

#### ②いじめに向かわない態度・能力の育成

- 全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実
- 発達段階に応じた，集団の一員としての自覚や態度，資質や能力の育成

#### ③いじめを生まない背景と指導上の留意点

- わかる授業づくり，すべての児童が参加・活躍できる授業づくり
- すべての児童が安心・安全に過ごせる学校づくり

#### ④自己有用感や自己肯定感の育成

- すべての児童の居場所づくり，絆づくり

#### ⑤自らいじめについて学び，いじめの未然防止に児童が主体的に取り組む活動

- 互いを認め合える人間関係や学校風土を児童自ら作り出す活動 (委員会活動，なかよし班活動)

### 3. いじめの早期発見に向けて

#### <早期発見の基本>

- ① 児童生徒の些細な変化に気づく
- ② 気づいた情報を確実に共有する
- ③ 情報に基づき速やかに対応する

#### <早期発見するための方法や取組>

- ① 学校生活の中での見取り・児童理解
- ② 定期的な個人相談の実施
- ③ 気になる変化や行為等があった場合、情報を職員がいつでも共有できる体制
- ④ 必要に応じて関係者を招集し、対応するための体制づくり

### 4. 発見したいじめへの組織的な対応

#### <平常時>

- ・いじめを発見、対応したときには、情報集約・整理担当者である生徒指導主任に速やかに報告する。生徒指導主任は、何が起きていて、どのような対応を行ったかを校長、教頭に報告する。※些細な事案でも報告をする。
- ・いじめであると判断されたら、被害児童のケア、加害児童の指導、関係者の保護者への連絡などの基本的な流れをいじめ防止対策委員会で協議のもと設定する。
- ・いじめの問題を自分たちの問題として受けとめ、主体的に対処できる児童の育成をめざした対応をする。

#### <重大事態発生時>

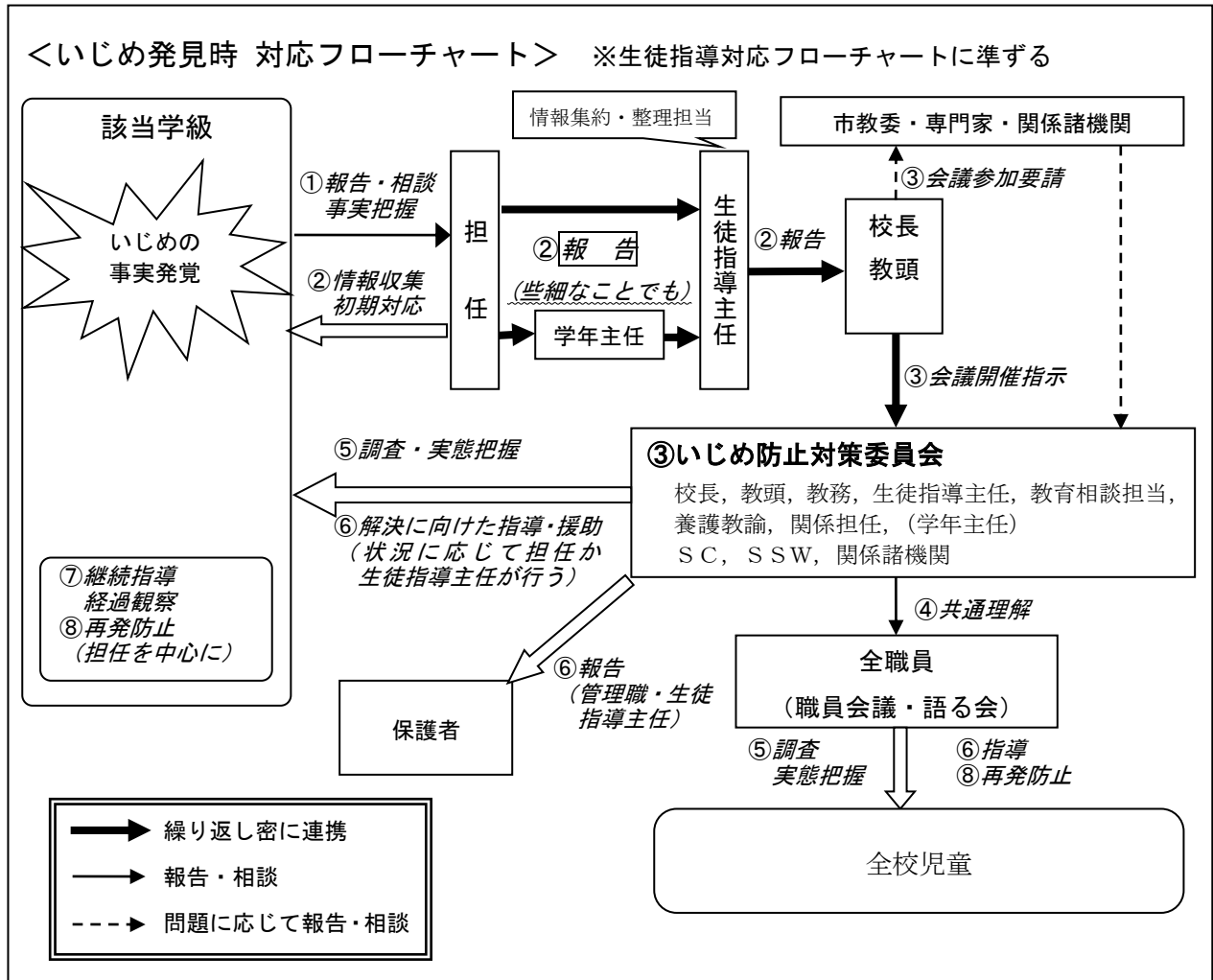
- i) 的確な情報収集 (①, ②)
- ii) 緊急校内組織の対策会議開催 (③, ④)
- iii) 調査による実態把握 (⑤)
- iv) 解決に向けた指導・援助 (⑥)
- v) 継続指導・経過観察 (⑦)
- vi) 再発防止 (いじめをなくすための工夫) (⑧)

#### 重大事態

- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

- ・「暴力を伴ういじめ」を目撃した場合には、すみやかに止めることを最優先する。一人で制止できそうになれば、他の教職員の応援を求める。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ・学校設置者と連携をとりながら必要な対応を行う。
- ・当事者の保護者に過度の不安や事実に対する誤解を与えないよう、十分な配慮をして伝える。
- ・加害児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果をあげることが困難と考える場合、あるいはいじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、学校の設置者とも連絡を取り、警察署と相談して対処する。

- ・ネット上のいじめへの対応は、学校単独での対応が困難と判断した場合には、学校設置者と相談しながら対応を考える。別途必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求めたり、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに警察署に通報したりするなど、外部の専門機関に援助を求める。



## 5 関係諸機関との連携

○いじめが発見されたとき、以下の関係機関と連携し対応していく。

- ・境港市教育委員会、PTA、学校関係者評価委員会、
- ・専門家（スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）等）
- ・境港警察署児童相談所、法務局西部サポートセンター、子どもの悩みサポートチーム（県教委）、
- ・いじめ問題検証委員会（人権局）